

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年6月3日付けで行った物件目録（別紙1）記載の各償却資産（以下併せて「本件各資産」という。）に係る平成31年度の固定資産税賦課処分（以下「本件処分」という。内容は、処分目録（別紙2）記載のとおり。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張している。

賃貸部分と自宅部分の併用住宅については登記書類等公的に証明する書類があれば、按分すべきであるし、適正な価格とは業者の見積を丸写しする事でなく、自前で積算し価格を決めるべきである（土地建物と同様に）。

したがって、本件処分は、違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 7月 27日	諮問
令和 2年10月13日	審議（第48回第1部会）
令和 2年11月 2日	審議（第49回第1部会）
令和 2年12月22日	審議（第50回第1部会）
令和 3年 1月21日	審議（第51回第1部会）
令和 3年 2月26日	審議（第52回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 償却資産の意義

法341条の規定は、固定資産税について、同条各号に掲げる用語の意義を当該各号にそれぞれ定めているところ、1号において、「固定資産」とは、土地、家屋及び償却資産を総称するものと定め、4号において、「償却資産」について、「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち

その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。」と定めている。

(2) 固定資産税の納税義務者

法 3 4 3 条 1 項の規定によれば、固定資産税は、固定資産の所有者に課するものとされるが、同条 3 項によれば、1 項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者と記載されているものをいうとされている。

(3) 固定資産税の賦課期日

法 3 5 9 条の規定によれば、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とするとされている。

(4) 償却資産に係る固定資産税の課税標準

法 3 4 9 条の 2 の規定によれば、償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされている。

(5) 固定資産課税台帳

法 3 8 0 条 1 項の規定によれば、市町村（特別区の存する区域においては、都。以下同じ。）は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないとされている。

なお、「固定資産課税台帳」とは、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称するものである（法 3 4 1 条 9 号）。

(6) 償却資産の申告と登録

法 3 8 3 条の規定によれば、固定資産税の納税義務がある

償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに都知事に申告しなければならないとされている。

また、法381条5項によれば、都知事は、総務省令で定めるところにより、償却資産課税台帳に償却資産の所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならないとされている。

#### (7) 固定資産の価格等の決定及び登録

法410条1項によれば、都知事は、固定資産の価格等を毎年3月31日までに決定しなければならないとされている。そして、法411条1項によれば、法410条1項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合には、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならないとされている。

#### (8) 償却資産の評価

固定資産評価基準（昭和38年12月25日付自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）第3章・第1節・一によれば、償却資産の評価は、前年中に取得された償却資産にあつては当該償却資産の取得価額を、前年前に取得された償却資産にあつては当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとされている。そして、同五によれば、償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額をいうものとし、原則として、他から購入した償却資産にあつてはその購入の代価に、自己の建設、

製作、製造等に係る償却資産にあつてはその建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び経費の額に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額によるものとされている。

また、固定資産税は固定資産価格を課税標準とするものであり、その価格は評価基準に基づきその取得価額を基礎として評価されるので、一つの償却資産を課税される部分と課税されない部分に区分して取り扱うことはできない（固定資産税務研究会監修「市町村事務要覧税務編（3）固定資産税」397頁及び398頁参照）とされている。

#### (9) 固定資産税の税率

法350条の規定によれば、固定資産税の標準税率は100分の1.4とされている。

また、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）122条は、固定資産税の税率を100分の1.4と定めている。

#### (10) 固定資産税の徴収の方法

法364条1項の規定によれば、固定資産税の徴収については、普通徴収（徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること。法1条1項7号）の方法によるものとされている。

#### (11) 固定資産評価審査委員会

法432条1項の規定によれば、固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳の登録事項（法381条1項）について不服がある場合、所定の期間内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができることとされ、同条3項は、固定資産税の賦課についての審査請求においては、同条1項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を、当該固定資産税

の賦課についての不服の理由とすることができないとされている。

2 以上を前提に、本件処分について検討する。

本件各資産は、請求人を所有者として、平成31年度の償却資産課税台帳に、都知事が定めた価格等が登録されている償却資産であることから、本件処分は、処分庁が、これらの登録事項を基に、平成31年度の固定資産税に係る賦課処分を行ったものであることが認められる。

そして、本件処分における税額の算定については、処分庁が、償却資産課税台帳に登録された平成31年度に係る本件各資産の価格に基づき、法20条の4の2第1項の規定（課税標準額の計算においては千円未満の端数金額は切り捨てることを定めている。）を適用して、処分目録（別紙2）記載の課税標準額に前記1・(9)の規定による税率（100分の1.4）を乗じた上、法20条の4の2第3項の規定（地方税の確定金額の百円未満の端数金額は切り捨てることを定めている。）を適用して、平成31年度に係る税額を定めたものであることが認められる。

そうすると、本件処分は、前記1の法令等の定めにも則ったものであり、違法・不当なものではないものと認められる。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、上記第3のとおり、賃貸部分と自宅部分の併用住宅については登記書類等公的に証明する書類があれば、按分すべきである旨主張する。しかし、法令等において、一つの償却資産が事業用と自家用に併用されている場合に、按分して税額を算出するような規定はない（1・(8)）。

請求人は、冷暖房工事（別紙1・2）については、従前より賃貸分のみ課税されてきた、屋外給水工事（別紙1・3）も按分した金額で固定資産税を課税すべきと主張しているが、冷

暖房工事は、賃貸の用に供されている台数分のエアコンを記載したものであるところ、工事明細書の内訳上、自宅用・賃貸用のエアコン台数が別々に記載されていたこと、エアコンが壁掛け型であり、一台ごとに一つの償却資産として評価することが可能であることから、賃貸用に供されている台数分について課税しているものである。一方、屋外給水工事は、水道本管から1本の引込管で本件建物に引き込んだ上で、7部屋それぞれに設置されたメーターボックスの手前で分岐するように配管されており、一体の工事として施されたものであるため、一部を切り離して評価することはできない。その他の本件各償却資産についても、それぞれが一体の工事として施された一つの償却資産であるところ、一つの償却資産の一部だけに対し課税することはできない（1・(8)）。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) また、請求人は、上記第3のとおり、適正な価格とは業者の見積を丸写しする事ではなく、自前で積算し価格を決めるべきであるとして、償却資産の評価についても、土地・家屋と同様に処分庁が積算すべきであると主張する。

しかし、請求人の主張は、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服であり、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項であって、本件審査請求における不服の理由とすることはできないものである（1・(11)）。

したがって、請求人の主張を本件処分の取消理由とすることはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性

や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)